

令和3年度 出捐金事業実績評価説明書

令和5年3月8日



目 次

○輸送の安全の確保①	1
○輸送の安全の確保②	3
○環境の保全	5
○事業適正化①	7
○事業適正化②	9
○輸送サービスの改善及び向上①	11
○輸送サービスの改善及び向上②	13

輸送の安全の確保①

中期目標

国
交
省

■事業用自動車総合安全プラン2025 ※1

区分	令和3年 実績	令和7年 最終目標
死者数	229人	190人以下
重傷者数	1,282人	1,280人以下
人身事故件数	14,031件	9,100件以下
追突事故件数	5,683件	3,350件以下
飲酒運転 (飲酒運転事故)32件		ゼロ

※1 軽を含むトラックの目標値

全
ト
協

■トラック事業における総合安全プラン2025 ※2

区分	令和3年 実績	令和5年 中期目標	令和7年 最終目標
死者数+重傷者数	1,139人	-	970人以下
飲酒運転 (飲酒運転事故)14件		ゼロ	ゼロ

※2 軽を除くトラックの目標値

【参考】「第11次交通安全基本計画」(内閣府・令和3年3月29日決定)における「道路交通安全についての目標」:

世界一安全な道路交通を目指し、令和7年までに24時間死者数を2,000人以下にする。／令和7年までに重傷者数を22,000人以下にする。

令和3年度事業計画の概要

① ASV(先進安全自動車)関連機器の普及促進

- ・衝突被害軽減ブレーキ、後方視野確認支援装置、左側方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置などのASV関連機器の導入を促進するため、助成等の支援を行う。なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配慮するとともに、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- ・各都道府県トラック協会、警察等関係当局との連携により、飲酒運転根絶を図る。
- ・安全教育訓練の受講者に対する助成を実施する。
- ・トラックドライバー・コンテスト等を実施する。
- ・「プラン2025目標達成セミナー」等、交通事故防止に向けたセミナー・講習を実施する。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- ・事業用トラックにかかる交通事故統計分析を行い、事故原因等を踏まえた実効性のある事故防止対策に活用する。

④ 広報・啓発活動等

- ・各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。

輸送の安全の確保①

令和3年度事業実績の概要

① ASV(先進安全自動車)関連機器の普及

助成対象名	台数	金額
安全装置(後方視野確認支援装置等)	10,797台	213百万円

- 後方・左側方視野確認支援装置やアルコールインターロック装置等、交通事故の抑止に効果のある機器の導入に対する助成事業を行った。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

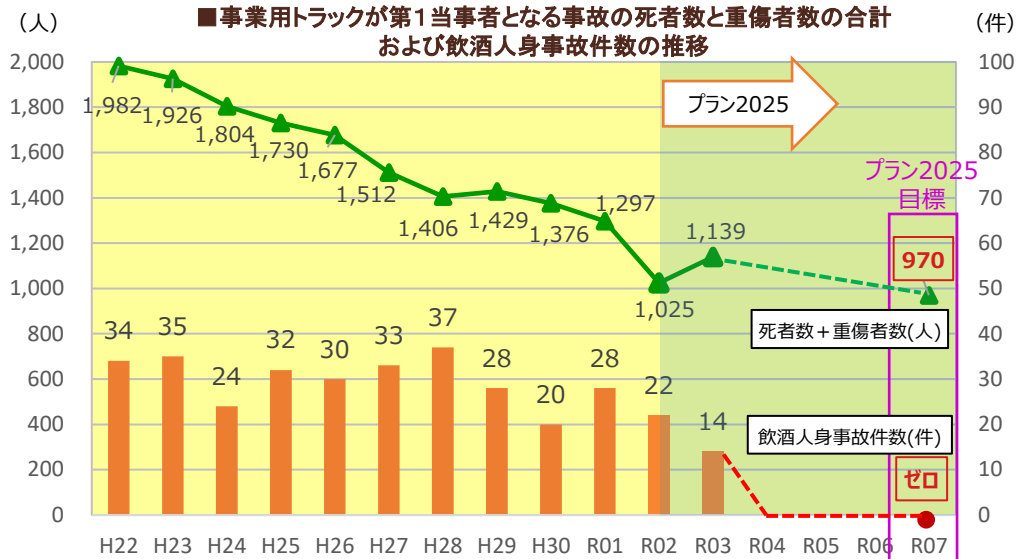
- 「トラック事業における総合安全プラン2025」の周知と交差点事故や追突事故の防止を図ることを目的に、コンサルティング会社と連携し、新たな事故防止セミナーである「プラン2025目標達成セミナー」を企画し、座学とグループ討議で構成する「フルセミナー」を全国15協会(450名参加)、座学のみ「座学セミナー」を全国26協会(945名参加)で開催した。
- 事業用トラック1万台当たりの死者・重傷者数の多い都道府県を中心に、主にドライバーを対象にした「プラン2025目標達成セミナー(出前セミナー)」を全国3協会(139名参加)で開催し、重大事故の特徴や対策を詳細に説明し、事故防止意識の醸成に努めた。
- 「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成29年3月国土交通省告示)の見直し強化に呼応し、全ト協が平成29年に作成した「事業用トラックドライバー研修テキスト」について、運転者に対する指導教育内容の充実を図るため、最新の法令等の改正内容を盛り込み改訂した。
- 2年ぶりに「トラックドライバー・コンテスト」(出場者数108名)を実施するとともに、全ト協の指定研修施設(新たに1か所追加し計17施設)における安全教育訓練受講者に対する助成を行う(受講者数827名、助成総額約33百万円)など、運転技術・マナーの意識向上と啓発に努めた。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- 事業用トラックの事故実態を交通事故データベースから詳細に集計分析し、その結果をホームページ上で計3回公表したほか、計4種類の啓発ポスターを『広報とらつく』及びホームページに掲載する等、交通事故防止対策の取組みを促進した。

④ 広報・啓発活動等

- 「正しい運転・明るい輸送運動」、「不正改造車を排除する運動」の実施、国の交通安全運動等への参加など、会員事業者への積極的な広報・啓発活動を行った。



自己評価：年次目標及び中期目標

達成度	B	<p>■ 中期目標達成度</p> <p>令和3年中の死者数+重傷者数は1,139人で、うち死者数は206人と、対前年比5人(2.4%)減で4年連続減少したものの、重傷者数は933人で対前年比119人(14.6%)と大幅増となり、「プラン2025」の指標である「死者数+重傷者数970人」の目標は未達成。</p> <p>一方、安全装置等の普及促進及び平成26年度から取り組んでいる事故防止セミナーの効果等により、追突事故件数は4,326件(対前年△121件・△2.7%)となった。なお、令和2年を目標年度とする「プラン2020」の重点削減目標であった、各都道府県(車籍)別の事業用トラックを第1当事者とする死亡事故件数「車両台数1万台あたり『1.5』件以下」を、1年遅れで達成した。</p>
事業内容及び手段の適性・有効性・効率性	A	<p>■ 事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性</p> <p>安全装置の普及や、事業用トラックの事故実態に即した事故防止マニュアルの整備、WEB版ヒヤリハット集の活用促進等、ハード・ソフト両面に亘り、交通事故防止対策が効果的、効率的に機能している。</p>

総合評価 **B**

中期目標	<労働災害(過労死等)の防止> ドライバーの健康管理対策、長時間労働対策を通じ、労働災害としての脳・心臓疾患による過労死等の削減を図りつつ、労働災害全体の死者数・死傷者数の減少を目指す。(過労死等防止計画目標:平成24年~28年度までの脳・心臓疾患による労災支給決定件数5年間平均83件を、令和4年度に概ね20%減の66件へ削減)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		年次目標 直近5年平均: 70件(△16%)	直近5年平均: 66件(△20%)	直近5年平均: 66件以下 (△20%以上)

令和3年度事業計画の概要

①過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及・促進を図る。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナー等を通じ、健康起因事故防止対策を推進するとともに、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策並びにメンタルヘルス対策を推進する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム(運輸ヘルスケアナビシステム)について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第13次労働災害防止計画(2018~2022)を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

【参考】 ■ 過労死等の労災補償状況

道路貨物運送業(中分類)の脳・心臓疾患の請求件数及び支給決定件数

単位:件

	直近5年間の実績				
	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
請求件数	145	145	144	118	124
支給決定件数	85	83	61	55	56

支給決定件数 直近5年平均
68件

輸送の安全の確保②

令和3年度事業実績の概要

【過労死等防止対策、健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進】

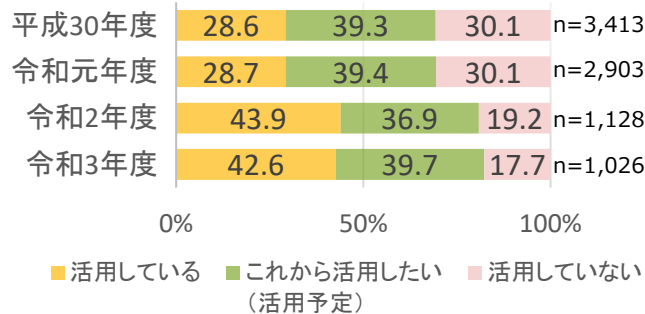
- ▶ 「トラック運送業界の過労死等防止計画」の周知・対策の普及・促進を図るとともに、本計画の緊急対策を実行するため、血压計導入促進助成事業を実施した。
- ▶ 小集団での意見交換等を行い、新たな気付きを得ることにより事業者の取組を促し、過労死等の防止並びに健康起因事故防止の削減を図ることを目的とした「健康起因事故防止セミナー～過労死等の根絶を目指して～」を29協会にて延べ32回(受講者1,061人)開催。また、定期健康診断結果をフォローアップすることの重要性を理解し、フォローアップの仕方を学ぶ「健康管理セミナー」を16協会にて延べ16回(受講者636人)開催及び、SASがもたらすリスクを理解し、SAS対策の進め方を学ぶ「SAS対策Liveオンラインセミナー」を8回(受講者359人)開催し、過労死等ならびに健康起因事故の防止に取り組んだ。
- ▶ リーフレットを作成しSASスクリーニング検査の周知・普及を図るとともに、SASスクリーニング検査を受診した40,106人に対し受診費用の一部(半額、上限2,500円)を助成(下表)。
- ▶ 定期健康診断結果からハイリスク者を可視化するシステム「運輸ヘルスケアナビシステム」の普及を図っている。

■ 「血压計導入促進助成事業」申請状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,119台	853台	259台	376台

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による対応のため補正予算が議決され、令和2年9月末までに導入したものをのみを助成対象として実施した。

■ 点呼時の血压計活用割合



■ 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
事業所数	1,489 (+257)	1,656 (+167)	1,618 (-38)	2,026 (+408)
申請者数	32,849 (+7,930)	35,141 (+2,292)	33,167 (-1,974)	40,106 (+6,939)

()内は前年度比

■ 「運輸ヘルスケアナビシステム」の申込状況

年度	事業者数	人数
平成30年度	43社	3,844人
令和元年度	83社	5,092人
令和2年度	52社	3,562人
令和3年度	63社	4,213人

■ 喫煙率

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
57.0%	55.8%	52.8%	51.0%
n=812	n=881	n=942	n=929

参考:令和元年度厚労省調査による成人男性喫煙率27.1%

出典:運輸ヘルスケアナビシステムフォローアップアンケート

■ 令和3年度に作成した健康管理に関する啓発物

◆「今すぐ取り組もう緊急対策」(令和3年10月作成)

◆「ドライバーにSASスクリーニング検査を受診させていますか」(令和3年6月作成)

■ ハイリスクドライバー数の事業所別経年変化

事業社数	ハイリスクドライバー数(人)				
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
14社	44	15	8	6	6

「運輸ヘルスケアナビシステム」を活用し、定期健康診断結果からハイリスク者を発見し、健康管理指導や受診勧奨等、フォローアップしたことにより、ハイリスク者が大幅に減少した。

平成29年度 44人 → 令和3年度 6人

38人減

自己評価:年次目標及び中期目標

達成度	A	■ 中期目標達成度 厚生労働省公表「令和3年過労死等の労災補償状況」によると、道路貨物運送業の脳・心臓疾患による過労死等の支給決定件数は令和2年度より1件増加し、56件であった。過労死等防止計画の数値目標は、労災支給決定件数66件で、単年度で見ると令和元年度から3年連続で目標を達成、かつ、直近5年平均が68件で年次目標である平均70件を下回り目標達成できた。また、定期健康診断結果からハイリスク者を可視化しフォローアップすることが可能な「運輸ヘルスケアナビシステム」では、システムを利用している14社のハイリスク者が大幅に減少した。
事業内容及び手段の適性・有効性・効率性	A	■ 事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性 事業は概ね中期事業計画に沿って進められているが、目標の達成のためには、関係機関等とも連携しつつ、健康管理対策を中心に、定期健康診断結果のフォローアップ体制を整備する等、さらなる対策を講じていく必要がある。

総合評価

A

中期目標

〈CO2削減〉
令和12年度(2030年度)の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量原単位を平成17年度(2005)比31%削減する。

年次目標

令和3年度	令和5年度	令和7年度
営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比24%削減する。	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比25%削減する。	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比25%削減する。

令和3年度事業計画の概要

① 新・環境基本行動計画の推進

- ・「新・環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、アイドリングストップの徹底等環境啓発活動を推進する。
- ・COP21で採択されたパリ協定を踏まえ閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ・業界としての「SDGs」(持続可能な開発目標)への対応等新たな行動計画の方向性の検討結果を踏まえ、次期「環境基本行動計画」を策定する。

② エコドライブの徹底に向けたEMS機器等(※)の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための補助事業を促進する。
- ※EMS: エコドライブ・マネジメント・システム
- ・エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する

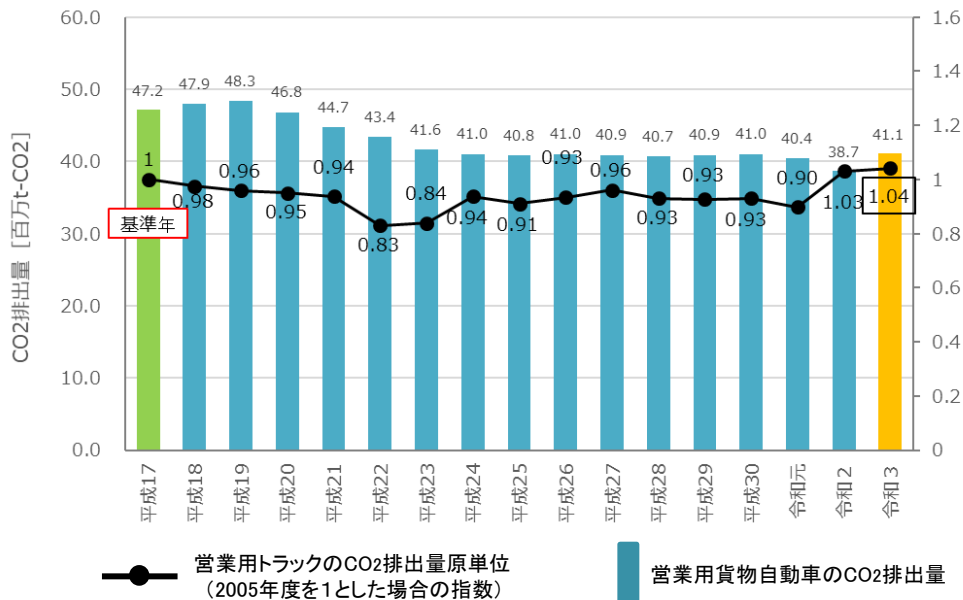
③ 環境対応車の普及促進

- ・環境対応車である天然ガストラック及びハイブリッドトラックの導入を促進する事業を実施する。
- ・電気トラック及び燃料電池(水素)トラックの導入における課題等の整理を行うなど、普及に向けた方策を検討する。

令和3年度事業実績の概要

① 新・環境基本行動計画の推進

- 新たな環境基本行動計画として、トラック運送業界全体で取り組む計画である「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を策定し、本評価事業の中期目標と同じ内容をメイン目標に定め、2050(令和32)年のカーボンニュートラルに向けて新たな取り組みを始めた。
- 同計画のサブ目標に定めた「各事業者が自社のCO2排出総量または排出原単位を把握することの一助となるよう、「トラック運送事業者用CO2排出量簡易算定ツール」を検討した。



国土交通省「自動車輸送統計年報」及び「自動車燃料消費量統計年報」から全協作成

② エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

助成対象名	合計台数
アイドリングストップ支援機器助成	720台

アイドリングストップ支援機器 (エアヒーター)



夏期・冬期のアイドリングストップを支援

アイドリングストップ支援機器 (車載バッテリー式冷房装置)



EMS機器 (デジタル式運行記録計)



走行データを記録し、エコドライブの指導等に活用

- 会員事業者のエアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等の導入に対する助成事業をおこなった。
- 車両動態管理システム、予約受付システム等、輸送の効率化や省エネ化を進める機器等の導入に対して経済産業省が実施した「トラック輸送の省エネ化推進事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらつく』等で幅広く実施した。

③ 環境対応車の普及促進

助成対象名	天然ガストラック	ハイブリッドトラック	合計台数
環境対応車導入助成	21台	858台	879台

- 会員事業者の天然ガストラックおよびハイブリッドトラック導入に対する助成事業をおこなった。
- 電気トラック、大型CNGトラック等の導入に対して環境省が実施した「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらつく』等で幅広く実施した。

自己評価

達成度

C

事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性

A

■ 中期目標達成度と評価

令和3(2021)年度の年次目標値を、平成17(2005)年度のCO2排出量原単位(0.201kg-CO2/トンキロ)に対し24%削減することとしていたが、新型コロナウイルスの影響と考えられる貨物輸送量の減少と宅配便個数の増加等により、輸送トンキロの減少率に比べて燃料消費量の減少率が少なく、令和3(2021)年度のCO2排出原単位は「0.209kg-CO2/トンキロ」と、結果として0.4%増加した。
なお、算出指標の一つとしている「自動車輸送統計調査」の集計方法が変更され、過去に遡って修正されている。

■ 事業内容及び手段の適切性・有効性・効率性

中期目標を目指して着実に助成等の事業を実施していくとともに、環境対応車導入、車両大型化や実車率の向上等、省エネにつながる輸送効率化に資する情報の提供や周知・啓発に、より一層努める。

総合評価

B

中期目標

国土交通省との更なる連携を図り、速報制度並びに新規巡回指導及び労基特別巡回指導の的確な対応を図るとともに、評価の低い事業所に重点を置いた巡回指導等により、巡回指導結果の総合評価に関し、令和5年度までにA・B評価の占める割合を71%以上とするとともに、D・E評価の占める割合の着実な減少を図ることを目標とする。

年次目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少	○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少	○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少

令和3年度事業計画の概要

巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- (1)巡回指導は、新規事業者、総合評価が低い事業者等、優先度に応じた内容・頻度で行い、法令遵守の徹底を図る。
- (2)法令を遵守しない事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- (3)行政と連携し、速報制度、許可時の新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知や、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- (4)巡回指導等を通じて、社会保険等の未加入事業者に対し、制度の周知を図るとともに、加入の徹底を指導する。
- (5)巡回指導の実態調査等により、巡回指導の指針・マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
- (6)適正化事業指導員の専任化を推進するとともに、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

事業所への巡回指導



適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- (1)全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得たテーマを設定し、研修の高度化を図る。
- (2)運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し、情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- (3)全国研修を補完する小規模グループ研修では、模擬巡回指導やグループ討議等により、評価手法の全国均一化を図る。
- (4)適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

模擬巡回指導



全国指導員研修



※巡回指導における事業者への総合評価の基準

○巡回指導の結果、38指導項目の「適」項目の占める割合で評価する。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| A：適の占める割合が90%以上 | D：適の占める割合が60%以上70%未満 |
| B：適の占める割合が80%以上90%未満 | E：適の占める割合が60%未満 |
| C：適の占める割合が70%以上80%未満 | 「その他」：指導項目26項目以下 |

事業の適正化①

令和3年度事業実績の概要

巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- 巡回指導については、例年同様効果的・効率的に実施する一方、新型コロナウイルス感染防止のため、緊急事態宣言発令時等においては、地元運輸支局等と連携を密にし、地域事情に応じた対応を行った。
巡回指導の総合評価の状況は、A・B評価が前年度比2.8ポイントの減、D・E評価が前年度比0.9ポイントの増となったが、コロナ禍により巡回件数が大きく減少しており、前年度との単純比較は困難と思われる。【表1】【表2】【表3】
- 監査対象事業所の選定などに活用してもらうため、運輸支局等に対し、適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行った。
- 行政と連携し、速報制度、新規巡回指導及び労基特別巡回指導への的確な対応を図った。【表1】
- 社会保険等に係る巡回指導時の否の比率は、労働保険が3.3%（前年度比0.8ポイント増）、社会保険が5.4%（前年度比0.8ポイント増）となった。（1）と同様、前年度との単純比較は困難と思われる。
- 全国研修、地方研修、実態調査の実施により、巡回指導の指針・マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進した。
- 令和4年3月末現在で、全国の適正化事業指導員は、専任355人、兼任78人の計433人体制となり、専任指導員定数346人に対して専任者率102.6%となっている。【表1】

適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- 全国実施機関主催の研修として、初級(2回)、システム、専門、特別、スキルアップの各研修を実施し、実践的な調査技術や専門的知識の修得、評価手法の均一化を図った。（延べ98名参加）
- 運輸局、運輸支局との合同の地方ブロック研修を開催し、情報の共有、諸課題に係る意見交換を行った。（6回、計278名参加）※コロナ禍により、関東、近畿及び四国ブロックは開催を見送った。
- 小規模グループ研修を開催し、模擬巡回指導やグループ討議により、評価手法の全国均一化に努めた。（5回計106名参加）
- 指導員の知識や技能向上を図るため、運行管理者資格者証の取得を推進し、令和3年度は新たに38名が取得した。これにより、令和3年度末における取得者は301名、兼任を含む全指導員の69.5%となった。

自己評価

達成度

B

事業内容及び手段の適切性・有効性・効率性

B

■中期目標達成度

令和3年度におけるA・B評価は前年度比2.8ポイントの減少、D・E評価は0.9ポイントの増加となった。コロナ禍以前と比べ巡回指導件数が大幅に減少したことから、前年度と単純に比較することは困難と考えるが、令和3年度の年次目標（A・B評価1.2ポイント以上増、D・E評価の着実な減少）を下回った。

■事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性

巡回指導について、効果的・効率的に実施するとともに、行政との連携強化を図りつつ、「速報制度」「新規巡回指導」「労基特別巡回指導」を通じて、法令違反の是正を図った。

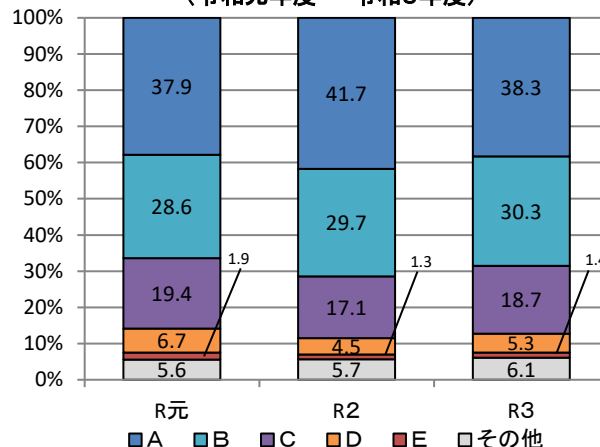
また、全国研修、その他の研修において、評価手法の均一化に重点を置き、グループ討議等実践的な内容で指導員のレベルアップを図った。

これらのことから、事業内容は、事業計画に従い、適切に実施されたものとする。

【表1】 適正化事業に係るデータの推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
巡回指導件数(総数)	25,807件	18,788件	19,656件
巡回率	30.0%	21.6%	22.5%
速報件数	35件	58件	39件
新規巡回指導	923件	1,009件	1,006件
労基特別巡回指導	445件	268件	340件
指導員数(うち専任)	425(346)人	436(354)人	433(355)人

【表2】 適正化巡回指導総合評価推移表
(令和元年度～令和3年度)



【表3】

巡回指導総合評価の改善状況 (令和3年度対象事業所)

前回評価	改善	同じ	悪化
A	—	69.1%	30.9%
B	37.5%	43.2%	19.3%
C	52.2%	37.4%	10.4%
D	72.2%	22.5%	5.3%
E	79.5%	20.5%	—

A・E評価を除く改善状況	改善	同じ	悪化
	46.9%	38.7%	14.5%

A+B評価	66.5 % (+5.3ポイント)	71.4% (+4.9ポイント)	68.6% (-2.8ポイント)
D+E評価	8.6 % (-1.9ポイント)	5.8 % (-2.8ポイント)	6.7 % (+0.9ポイント)

総合評価

B

中期目標

安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、令和5年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数に対する割合(認定率)を33%以上とすることを目標とする。

年次目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	認定率を前年度比0.6ポイント以上増加 ※中期目標達成	認定率を前年度比0.6ポイント以上増加	認定率を前年度比0.6ポイント以上増加

令和3年度事業計画の概要

【安全性評価事業(Gマーク制度^{*})の積極的な推進及び普及促進策の実施】



(1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。



(2)Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するGマークの安全優位性についての周知及びGマーク取得事業所に対するインセンティブの拡充に努める。



(3)Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

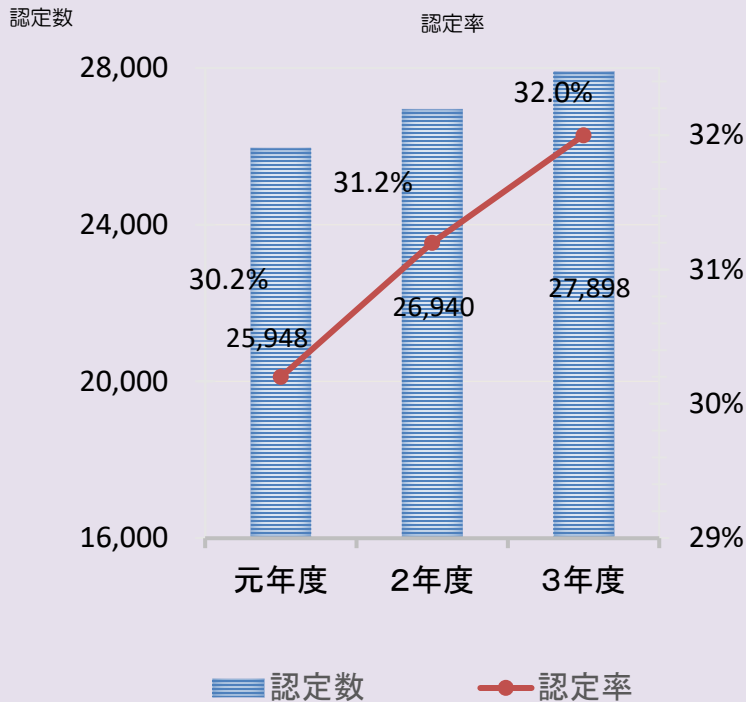
※「Gマーク制度」

平成15年7月より開始され、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、全国適正化事業実施機関が事業者の安全性を正当に評価・認定・公表するものである。
(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

令和3年度事業実績の概要

7,280事業所の申請を受け付け、7,099事業所を新たに認定した。これに平成30～令和2年度認定分20,799事業所を加え、認定事業所数は27,898事業所(全事業所数に対する割合(認定率)は32%)となった。【表1】

【表1】安全性優良事業所の認定数及び認定率の推移



(1)各機関との連携強化

国土交通省、適正化実施機関が合同で実施する各ブロックの適正化連絡会議等の場を通じて、Gマーク制度の取組状況を報告するとともに連携の強化を図った。

(2)Gマーク制度に係る広報啓発活動等の推進

・新たに21台のラッピングトラックを走行させた。なお、各県トラック協会が自主的に運行したラッピングトラックを合わせ、269台を走行させた。

ラッピングトラック



・NEXCO東日本・中日本・西日本各社のSA・PA35箇所にて、7月の1ヶ月間、フードコートにテーブルステッカー1,036枚を貼付し、PRを行った。

テーブルステッカー貼付例 (御在所SA)



・初の試みとして、日本経済新聞HPに、PR広告を掲載した。



(3)Gマークステッカーの適正な管理

Gマーク申請案内及び認定事業所向けリーフレットに掲載し、有効期限切れの貼付禁止等について周知徹底を図った。

⚠ Gマーク認定ステッカーの適切な使用について ⚠

Gマーク制度の信頼性を維持するために、車体に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。
以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は抹消認定を致します。



自己評価

達成度

A

事業内容及び
手段の適切性・
有効性・効率性

A

■中期目標達成度

認定率は、前年度比0.8ポイント増の32.0%となり、年次目標を達成した。

■事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性

国土交通省、地方実施機関との連携、広報啓発活動、ステッカーの適正な管理により、事業を適切に実施した。

総合評価

A

中期目標

引越事業者優良認定制度の普及と、
引越事業者に対する教育の拡充により、
引越業界の品質向上と更なる発展を図る。

年次目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者
②消費者の引越安心 マーク認知度 26%	②消費者の引越安心 マーク認知度 27%	②消費者の引越安心 マーク認知度 28%	②消費者の引越安心 マーク認知度 28%
③安心マークを参考 とする割合 64%	③安心マークを参考 とする割合 65%	③安心マークを参考 とする割合 66%	③安心マークを参考 とする割合 66%

令和3年度事業計画の概要

① 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進

・引越事業者優良認定制度の普及促進の為、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。

② 一般消費者からの輸送相談における迅速・丁寧な対応

・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政機関、関係団体、法律専門家との連携により、迅速・丁寧な相談対応に努める。
また、認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修会議において、相談内容をフィードバックし、サービス品質の向上に努める。

③ 引越講習の開催による事業者への引越約款や関係法令等の周知徹底

・引越講習(引越基本講習、引越管理者講習)を全国にて開催し、標準引越運送約款や関係法令等、必要な業務知識等の習得を図る。引越管理者の育成に努め、各引越管理者のレベルアップを図る。

④ 引越繁忙期における分散引越の周知活動を推進

・引越繁忙期において、サービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。



令和3年度事業実績の概要

① 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進

■制度とマークに対する認知度WEBアンケート調査結果

- 期間:令和3年11月 対象:1万人(全国15~79歳の男女)
- 安心マークの認知度 20.6% (引越経験者 25.6%)
 - 安心マークを参考とする割合 58.3% (引越経験者 72.5%)

■優良認定制度

- 令和3年度は、新規申請 15事業者21事業所
更新申請 52事業者85事業所を新たに認定した。
- 認定事業者の総数は、354 事業者1,729 事業所となった。

■一般消費者への周知活動

- ラッピングトラックによるPR
これまで走行していなかった埼玉県と石川県にて、新たに3台追加され、計17台がPRに努めている。

- 東京都消費者月間「WEB交流フェスタ2021」
期間:10月25日~1月31日
閲覧数:34,259

- 東京都文京区「消費生活展」
パネル展示、パンフレット・ノベルティの配布を行った。約100名が来訪した。



② 一般消費者からの輸送相談における迅速・丁寧な対応

■輸送相談

- 総件数 749件(前年比229件増)
 - ・引越 674件(前年比272件増) うち優良認定事業者 441件(前年比254件増)

■お客様対応責任者研修会議

- 全国9ブロック 15回開催した。
全優良認定事業者のお客様対応責任者350名が参加した。

③引越講習の開催による事業者への引越約款と関係法令等の周知徹底

講習種別	受講者数	開催会場数
基本講習	385名	40ヶ所
管理者講習	1,020名	51ヶ所
合計	1,405名	91ヶ所

※令和3年度実績。

※基本講習は一度きりの受講だが、管理者講習は3年毎に受講が必要。

※外部(事業者及び地方ト協職員)の引越講習認定講師を6名増員した(令和3年度末、計14名)。

④引越繁忙期における分散引越の周知活動を推進

引越予定者に対し、分散引越に係るご協力をお願いするための「分散引越にご協力を！」チラシを作成(18万枚)し、都道府県トラック協会や引越運送事業者(優良認定事業者)、また、関東甲信の「道の駅」(181ヵ所)への配布や国土交通省から経済団体等を通じて、民間企業の異動時期分散化の検討要請に取り組んでいただくなどにより、分散引越への協力依頼を求めた。



自己評価

達成度

B

事業内容及び手段の適切性・有効性・効率性

B

■中期目標達成度と評価

- ①優良認定新規申請は、15事業者で(目標20事業者)75%達成、②消費者の引越安心マーク認知度は、20.6%で(目標26%)79.2%達成、③安心マークを参考とする割合は、58.3%で(目標64%)91.1%達成であった。

■事業内容及び手段の適切性・有効性・効率性

引越安心マーク未取得事業者への取得促進や、引越安心マークの認知度向上の為、あらゆる機会・ツールを通じ、周知に努めた。今後は、安心マーク事業者の要望を生かし、ネットを活用した教育環境やPR活動に力を入れていく。

総合評価

B

中期目標	資金融通の支援 融資を通じトラック運送事業の近代化、合理化等に資するため、資金融通を支援する。 近代化基金利子補給については、全ト協として可能な限り対応する。 また、地ト協の利子補給に対して行う利子補給助成については、確実に対応する。	年次目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			—	—	—

令和3年度事業計画の概要

- ①燃料費対策への対応
 - ・最新排出ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設の整備に必要な融資に係る利子補給を行う。
- ②大規模施設・設備整備融資にかかる利子補給
 - ・経営基盤の改善を支援するため、大規模施設・設備整備に必要な融資に係る利子補給を行う。
- ③激甚災害にかかる融資及びセーフティネット保証等保証協会への保証料に対する助成
 - ・激甚災害・急激な景気悪化等に対応して、影響を受けた事業者に必要な融資に掛かる利子補給を行う。また、保証協会の保証を受ける際の保証料に対する助成等

(単位:百万円)

予算科目	令和3年度予算
近代化基金融資利子補給金	144
近代化基金融資利子補給助成金	178
信用保証協会保証料助成金	40

※近代化基金融資の概要

- ・全ト協と都道府県ト協が、商工中金に「近代化基金」として預託し、利子補給を行うことにより、会員事業者が、低利かつ固定の長期融資を一律に受けることができる融資制度。
- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定資金、最新排出規制適合車の導入等に利用され、トラック運送事業の近代化、合理化、輸送力の増強を通じ、地域経済発展ならびに国民経済の安定に寄与している。

■中央近代化基金融資(全ト協)

- ①補完融資(事業規模が1億円以上の物流施設等設備資金。車両は除く)
- ②激甚災害融資(経営安定のための設備資金・運転資金)
- ③燃料費対策特別融資(ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車購入資金)

■地方近代化基金融資(都道府県ト協)

- ①一般融資(事業規模が1億円未満の物流施設・車両・荷役機械等設備資金)
- ②ポスト新長期融資(ポスト新長期規制適合車導入資金)
- ③低公害車及び省エネ関連機器融資(低公害車及び省エネ関連機器導入資金)

(単位:%)

融資の種類	貸付利率	利子補給率	利子補給助成率
補完融資	長期プライム レート (令和3年1月 時点で 1.00%)	0.3	—
激甚災害融資		0.3	—
燃料費対策特別融資		0.3	—
一般融資		0.3	—
ポスト新長期融資		0.3	0.1
低公害車及び省エネ関連機器融資		0.3	0.1

令和3年度事業実績の概要

資金融通の支援

①燃料費対策への対応

・【表1】のとおり、燃料費対策特別融資の公募を実施し、7.6億円の推薦を行った。

②大規模施設・設備整備融資にかかる利子補給

・【表1】のとおり、補完融資4.5億円の推薦を行った。
また調整融資1.5億円の推薦を行った。
・近代化基金融資に係る利子補給及び利子補給助成実績については、【表2】のとおり。金額が減少傾向にあるのは、平成29年度における利子補給率の引き下げ等が背景と思われる。

③激甚災害にかかる融資及びセーフティネット保証等保証協会への保証料に対する助成

・【表1】のとおり、令和3年度激甚災害融資については公募実績なし。
令和2年度「コロナウイルス感染症影響」激甚災害融資は80億円超の大型実績となったが、今後も、会員事業者の経営に大きな影響を及ぼす災害等発生時には、金融機関と緊密に連携を取り積極的に対応する方針。
・信用保証協会保証料に係る助成実績については、【表3】のとおり、10百万円の実績。上記激甚災害融資同様、コロナウイルス感染症対応融資による令和2年度の利用拡大からの反動減あり。

【表1】「第45回中央近代化基金融資推薦実績」

(単位:百万円)

制度名	公募額	推薦	
		件数	金額
補完融資	3,000	4	450
調整融資	3,000	9	157
激甚災害融資	0	0	0
燃料費対策特別融資	4,000	50	765
合計	10,000	63	1,372

【表2】「利子補給金及び利子補給助成金実績推移」

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利子補給金額	97	61	46
利子補給助成金額	163	95	72

【表3】「信用保証料助成実績推移」

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
信用保証料助成金額	9	25	10

自己評価

達成度

A

事業内容及び手段の適切性・有効性・効率性

A

■中期目標達成度 ■事業の内容及び手段の適切性・有効性・効率性

■コロナ影響の色濃い経営環境の下、設備投資意欲は減退傾向であったが、最新排出ガス規制適合車の導入に係る支援のニーズは引き続き強く、50会員へ7.6億円の燃料費対策特別融資の推薦を行い、燃料費対策に取り組む会員事業者への支援ができた。

■令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う激甚災害融資(推薦実績83.5億円)により、会員事業者の資金繰り安定化に強力な支援を行った実績あり。令和3年度は幸いに対象となるレベルの災害は発生しなかったため融資実績はないものの、いつ発生するか明らかでない災害に対応するためには制度を維持することが必要である。

・セーフティネット保証等に係る信用保証料の助成を実施したことにより、会員事業者の資金調達をサポートし、経営安定の一助となった。

総合評価

A